

名称

一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団
Japan LP Gas Safety and Mutual Aid Corporation

所在地

東京都港区新橋1-18-6 共栄火災ビル9階

TEL 03-3593-8071

FAX 03-3593-8074

設立

昭和43年3月1日

事業目的

LPガスに関する保安の啓発及び災害補償の適正な措置の推進を通じて消費者の保護を図るとともに、LPガス産業の健全な発展に寄与することを目的としています。(定款 第3条)

事業内容

- (1) LPガスによる災害防止に関する調査、研究及び広報
- (2) LPガス事故による第三者被害救済事業
- (3) LPガスの保安に関する行政施策の実施に対する協力
- (4) LPガス事業者賠償責任保険の付保の証明
- (5) 消費者保護を目的としてLPガスの販売事業者等が付保する賠償責任保険などの損害保険代理業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

沿革

LPガスは昭和30年代に家庭業務用燃料として、大きな普及をみました。昭和40年10月に、兵庫県西宮市でLPガスタンクローリーの転覆に伴う爆発事故が発生し、死者5名、重軽傷者21名、付近の民家等41棟が全半焼壊するという大惨事を引き起こしました。

これを契機にLPガス販売事業者の損害賠償責任問題が社会的にクローズアップされ、これを解決するための手段として、LPガス賠償責任保険の必要性が叫ばれるようになりました。

こうした背景のもとに、昭和42年12月「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(LPガス法)」が公布され、一般消費者等にLPガスを販売する者は、原則として一定の条件に適合する賠償責任保険を付保することが必要となりました。

同法は昭和43年3月に施行され、時を同じくして、全国のLPガス販売事業者を被保険者とするLPガス事業者賠償責任保険が大蔵大臣(当時)によって認可されました。

この保険は、LPガス販売事業者が業務上の過失によって、消費者や他の第三者に損害を与えて法律上の賠償責任を負って賠償金を支払うことになった時、あらかじめ定められた、てん補限度額まで損害保険がこれをカバーするという内容になっています。

従ってLPガス販売事業者の賠償能力をより強固に保証することによって結果的にLPガス事故による被害者を救済しようというシステムです。

前記のLPガス法の精神に則り、全国のLPガス販売事業者に賠償責任保険の加入を促進するため、昭和43年3月、通商産業大臣(当時)により(財)全国エルピーガス保安共済事業団の設立が許可され、この保険を取扱うことになりました。